

## たま～に役立つ税の知識

### 【3】法人税

#### 『収用等の特別控除』

#### (1) 適用要件

当期に法人の有する資産が土地収用法等の規定により収用等され、補償金等を取得すること。  
補償金等の額が譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額と譲渡経費との合計額を超えること。  
当期のうち同一の年に属する期間中に収用等の圧縮記帳の適用を受けていないこと。  
収用等による譲渡が、その申出のあった日から6月を経過した日までに行われること。

#### (2) 収用等の特別控除額とその他の特別控除額

土地収用法等の場合（措法65の2）	50,000,000 円
特定土地区画整理事業等の場合（措法65の3）	20,000,000 円
特定住宅地造成事業等の場合（措法65の4）	15,000,000 円

#### (3) 特別控除額の計算

##### 譲渡益

(イ) 譲渡経費： 譲渡経費の額 - 経費補償金 = × × × ( < 0 0 )

(ロ) 譲渡益： 対価補償金 - ( 譲渡資産の譲渡直前帳簿価額 + 譲渡経費 )

##### 控除限度額

(イ) 土地収用法等の場合（措法65の2） 5,000万円 - 既にその年において受けた特別控除額

(ロ) 特定土地区画整理事業等の場合（措法65の3） 32,500万円 - 既にその年において受けた特別控除額

##### 特別控除額

と のいずれか小さい金額 『収用等の特別控除額』（減・社）

(例) H19.10.1に土地（譲渡直前簿価：5,000万円）が土地収用法等のきていに基づき収用等され、対価補償金：1億円及び経費補償金：200万円を取得した。（上記(1)の適用要件は全て満たしている  
なお、譲渡経費として500万円を支出し損金経理している。  
また、前期のH19.2.14に収用等の特別控除を 1,500万円受けている。

##### 譲渡益

(イ) 譲渡経費： 500 - 200 = 300

(ロ) 譲渡益： 10,000 - ( 5,000 + 300 ) = 4,700

##### 控除限度額

5,000 - 1,500 = 3,500

##### 特別控除額

3,500 < 4,700 3,500万円 『収用等の特別控除額』（減・社）

収用等の特別控除の規定は、確定申告書に損金算入に関する申告の記載があり、明細書の添付がある場合に限り適用する。  
なお、公共事業施行者から交付を受けた買取等の申し出があったことを証する書類の添付が必要である。